

監査基準報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 330 内部統制の不備に関するコミュニケーション 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2022 年 10 月 13 日 <u>最終改正</u> 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 15 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する監査人の手続》 《(1) 実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲》(第 5 項参照) (省 略) 《評価したアサーション・レベルのリスクに対応する監査人の手続》(第 6 項(1)参照) (省 略) 《実施の時期》 A11. 監査人は、期末日前か期末日を基準日として、運用評価手続又は実証手続を実施する。 監査人は、重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、実証手続を期末日より近い時期又は期末日を基準日として実施すること、又は事前の通知なしに若しくは容易に予測できない時期に監査手続を実施することを決定することがある（例えば、予告せずに事業所に往査して監査手続を実施す	監査基準報告書 330 内部統制の不備に関するコミュニケーション 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 6 月 8 日 <u>最終改正</u> 2022 年 10 月 13 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 15 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する監査人の手続》 《(1) 実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲》(第 5 項参照) (省 略) 《評価したアサーション・レベルのリスクに対応する監査人の手続》(第 6 項(1)参照) (省 略) 《実施の時期》 A11. 監査人は、期末日前か期末日を基準日として、運用評価手続又は実証手続を実施する。 監査人は、重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、実証手続を期末日より近い時期又は期末日を基準日として実施すること、又は事前の通知なしに若しくは容易に予測できない時期に監査手続を実施することを決定することがある（例えば、予告せずに事業所に往査して監査手続を実施す

改正案	現 行
る。). これは、特に不正による<u>重要な虚偽表示</u>リスクへの対応を検討する場合に適合する。例えば、監査人は、意図的な虚偽表示又は利益操作が行われるリスクを識別した場合には、期末日前の結論を期末日まで更新して利用するために実施する監査手続は有効でないと結論付けることがある。 (省 略) 《4. 入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価》(第24項から第26項参照) A59. 財務諸表監査は、累積的かつ反復的なプロセスである。そのため、監査人は、立案した監査手続を実施するに従い、入手した監査証拠により他の立案した監査手続の種類、時期及び範囲を変更することがある。 また、監査人は、リスク評価の基礎となった情報と著しく異なる情報に気付くこともある。例えば、以下のような場合である。 ・ 実証手続によって虚偽表示を発見した場合、その程度によっては、リスク評価に係る判断を変更することがある。また、内部統制の重要な不備を示すこともある。 ・ 会計記録の矛盾、証拠の矛盾又は紛失に気付くことがある。 ・ 財務諸表の全般的な結論を形成するための分析的手続によって、それまで認識していなかった重要な虚偽表示リスクに気付く場合がある。 これらの場合には、監査人は、<u>不正か誤謬かを問わず</u>、再評価した重要な虚偽表示リスク及び重要な取引種類、勘定残高又は注記事項と関連するアサーションへの影響に基づき、立案した監査手続の再検討が必要となることがある。リスク評価の修正については、監査基準報告書315に詳細な指針を記載している(監基報315第36項参照)。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) ・ 本報告書(年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」(年 月 日改正)	る。). これは、特に不正リスクへの対応を検討する場合に適合する。例えば、監査人は、意図的な虚偽表示又は利益操作が行われるリスクを識別した場合には、期末日前の結論を期末日まで更新して利用するために実施する監査手続は有効でないと結論付けることがある。 (省 略) 《4. 入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価》(第24項から第26項参照) A59. 財務諸表監査は、累積的かつ反復的なプロセスである。そのため、監査人は、立案した監査手続を実施するに従い、入手した監査証拠により他の立案した監査手続の種類、時期及び範囲を変更することがある。 また、監査人は、リスク評価の基礎となった情報と著しく異なる情報に気付くこともある。例えば、以下のような場合である。 ・ 実証手続によって虚偽表示を発見した場合、その程度によっては、リスク評価に係る判断を変更することがある。また、内部統制の重要な不備を示すこともある。 ・ 会計記録の矛盾、証拠の矛盾又は紛失に気付くことがある。 ・ 財務諸表の全般的な結論を形成するための分析的手続によって、それまで認識していなかった重要な虚偽表示リスクに気付く場合がある。 これらの場合には、監査人は、再評価した重要な虚偽表示リスク及び重要な取引種類、勘定残高又は注記事項と関連するアサーションへの影響に基づき、立案した監査手続の再検討が必要となることがある。リスク評価の修正については、監査基準報告書315に詳細な指針を記載している(監基報315第36項参照)。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) 以 上